

独立行政法人都市再生機構の平成 29 事業年度評価結果等の主要な反映状況

※独立行政法人通則法第 28 条の 4（評価結果の取扱い等）の規定に基づく公表資料

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、主務大臣である国土交通大臣による平成 29 年度の総合評定が「B」の評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	平成 29 事業年度評価等における主な指摘事項	平成 30 及び 31 年度（令和元年度）の運営、予算への反映状況
法人全体に対する評価	平成 29 年度評価結果における指摘事項	○ 過年度に発生した不祥事案を踏まえ、コンプライアンスに関する研修内容等の充実・体制の強化を図る等の再発防止策を実施してきたところであり、更なる再発防止策の実効性の強化を図るべく、平成 30 年度においては特にマネジメント層である管理職を対象とした研修を実施するなど実施方法を不断に見直し、令和元年度においても引き続き組織全体でコンプライアンスに係る職員の意識向上、周知徹底を図っていく。
	第 3 期中期目標期間見込評価結果における指摘	○ 第 4 期中期目標・中期計画においては、政策課題解決に資する事業等をより適切に評価するため、「中期目標期間中のコーディネート及び事業の実施地区数」を定量目標として設定した。また、コンパクトシティの実現を図るため、「地方都市等における支援地方公共団体数」を指標として設定する等の工夫を行った。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	平成 29 年度評価結果における指摘事項	<p>(東日本大震災からの復興に係る業務の実施)</p> <p>○ 特に福島復興は困難が予想されるが、機構の災害復興のノウハウを活かして努力されることを期待する。</p> <p>(ニュータウン事業)</p> <p>○ 残る素地についても、地元地方公共団体のまちづくり方針も確認しながら、供給・処分につなげられるよう引き続き努力されたい</p>	<p>(東日本大震災からの復興に係る業務の実施)</p> <p>○ 福島県の原子力災害被災地域における復興支援では、これまでの津波被災地等での復興支援のノウハウ等を活かしつつ支援を進めているところ。</p> <p>具体的には、①URが復興支援を通じて培った国（復興庁、国交省）や福島県等とのネットワークを活かした、手戻りのない協議の実施、②津波被災地での類似業務（庁舎発注支援、災害公営住宅計画策定等）の経験やノウハウを活用した円滑で効率的な業務実施、③URのまちづくりの経験を活かしたハードだけでなくソフト面での支援（大熊町の第二次復興計画改定や福祉構想策定の受託等）等を実施している。</p> <p>(ニュータウン事業)</p> <p>○ 機構保有の残宅地について、地方公共団体とまちづくりの方針を確認しながら、民間等との連携による営業の強化、事業者ニーズに対応した販売促進や、素地の処分に向けた地方公共団体との協議などを実施した結果、平成 30 年度末までにおおむね供給・処分を完了した。</p>
	第 3 期中期目標期間見込評価結果における指摘	<p>(都市の国際競争力強化のための都市再生のプロジェクト推進)</p> <p>○ 個々の事業の重要度や困難さにばらつきがあるため、今後は投資効果などの成果指標について、内容の妥当性などを丁寧に検証したうえで、活用を検討していただきたい。</p>	<p>(都市の国際競争力強化のための都市再生のプロジェクト推進)</p> <p>○ 第 4 期中期目標・中期計画においては、政策課題解決に資する事業等をより適切に評価するため、「中期目標期間中のコーディネート及び事業の実施地区数」を定量目標として設定した。(再掲)</p>

<p>(地方都市等におけるコンパクトシティ実現等の地域活性化)</p> <p>○ URにおいては、URの強みを発揮し、コーディネートとして事業件数をこなして着実に成果をあげられているが、事業件数だけでなく、自治体などと更なる連携が行われることを希望する。</p> <p>○ 調書 No. I-1-1 と比較すると、目標地区数がやや見劣りする感がある。地方での地域活性化に一層取り組まれることを期待する。</p> <p>(超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成)</p> <p>○ 地域医療福祉拠点形成の着手について、毎年度目標を上回っている。重要度の高い項目であることを考えると、年度の目標を上乗せして設定して福祉拠点化をさらに進め、スピード感をもって取り組んでほしい。</p>	<p>(地方都市等におけるコンパクトシティ実現等の地域活性化)</p> <p>○ 第4期中期目標・中期計画「地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生」においては、地方公共団体とのパートナーシップの下、多様な民間連携手法を活用し、地方公共団体を支援することが重要であるため、「地方都市等における支援地方公共団体数」を指標として設定するとともに、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用し、国や地方公共団体、民間事業者等との連携等を図り事業等を実施する。</p> <p>○ 第3期中期目標期間中、地方都市においては、累計で10地区で事業を実施するとともに、82地区でコーディネートを実施した。第4期中期目標期間においても、地方公共団体等との更なる連携を図り、地方公共団体等が抱えるまちづくりのさまざまな課題・ニーズに対して、機構の公平性・中立性及び事業経験とノウハウを活用し、事業等を実施する。</p> <p>(超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成)</p> <p>○ 機構では、急速に進行する高齢化に対応するため、UR賃貸住宅の地域医療福祉拠点化を推進しているところ。平成30年度年度計画では、平成29年度年度計画の8団地程度を大幅に上回る25団地程度の形成を目標に設定。各支社・エリア経営部に担当課を設けるなど実施体制を強化した結果、形成団地数は計画値を大きく上回った。</p> <p>引き続き地方公共団体等の地域関係者との綿密な連携を図</p>
---	--

	<p>(ストックの再生・再編等の推進等)</p> <p>○ 中期目標の計画値に「約」と記載されているが、少しでも実績値を向上させるよう努力されたい。</p> <p>(地域住民・地方公共団体等との緊密な連携推進)</p> <p>○ 意見交換会、情報交換会などがURの具体的業務に繋がった良好な事例などの紹介があるとよいのではないか。</p>	<p>り、UR賃貸住宅の地域医療福祉拠点化を推進する。</p> <p>(ストックの再生・再編等の推進等)</p> <p>○ 平成30年度においても、引き続き、居住者との丁寧な話し合いによる合意形成に努めながら、ストックの再生・再編の加速化に取り組んだ。その結果、着手については、過去最多の11,389戸の実績(対前年度比148%)となった。また、削減についても、既に団地の集約や建替えに着手済みの団地について、居住の安定に配慮し、居住者に対してきめ細やかな説明や移転折衝等を実施した結果、過去最多の10,841戸の実績(対前年度比129%)となり、経営改善に向けたストックの削減に直接的に寄与した。</p> <p>(地域住民・地方公共団体等との緊密な連携推進)</p> <p>○ 第3期中期目標期間においては、地域住民・地方公共団体等の意見交換会等を1,063回実施し、積極的にコミュニケーションの機会を創出し、地域住民の意向把握と相互理解の促進等を行うことにより、まちづくりの支援・補完を図った。和歌山県和歌山市や広島県福山市では、県や市と中心市街地におけるまちづくりの取り組み状況及び課題に関する意見交換を行い、事業化へ向けた検討を行った。福山市においては、平成30年度に土地を取得し、事業着手に至った。</p> <p>第4期中期目標期間においても、引き続き地方公共団体等との密接な意見交換を行い、地域の課題解決に資する事業等を実施する。</p>
--	--	---

	<p>(良好な都市景観の形成)</p> <p>○ 良好な都市景観の形成については、ガイドライン作成などひばりが丘のような取り組みを強化されることを期待する。</p> <p>(都市開発の海外展開支援)</p> <p>○ 都市開発の海外展開支援は今後極めて重要な業務となると思われるため、人員の補強も含めて積極的な展開を考えてほしい。</p>	<p>(良好な都市景観の形成)</p> <p>○ 平成 30 年度においては、浜甲子園地区等において、整備敷地の譲渡等に当たり、良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために策定した景観ガイドラインを公募条件とする等、良好な都市空間の形成に係る施策を推進した。</p> <p>(都市開発の海外展開支援)</p> <p>○ 平成 30 年度は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行を受け、我が国事業者の海外での都市開発案件等の獲得に向けて、相手国政府、関係機関、国内外企業等との連携体制を構築した。</p> <p>その結果、西シドニー新空港周辺エリア等（オーストラリア）における開発支援に係る覚書の交換、天津市内（中国）の開発に係る覚書の交換及びマスタープラン見直しに係る助言に関する受託契約の締結等に至る等、都市開発案件の支援等を実施した。</p> <p>人員体制の強化に関しては、平成 30 年 7 月に人員の増及び担当課長の新設を図った。</p> <p>さらに平成 31 年 4 月には、従来の海外展開支援室の体制を拡充して海外展開支援部を設置するとともに、課の増及び人員の増を実施した。</p>
<p>業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>平成 29 年度評価結果における指摘</p> <p>(入札及び契約の適正化の推進)</p> <p>○ 再発防止に向けた取組が行われ、今年度は、内規違反の事案はでていないと認識しているが、研修内容や職員の参加の在り方、周知徹底の指示、eラーニング</p>	<p>(入札及び契約の適正化の推進)</p> <p>○ 平成 30 年度においては、過年度に入札及び契約に関する内規違反事案が発生したことを受け、以下の再発防止策を継続して実施した。</p>

	事項	<p>など、引き続き取組については継続しつつ、毎年見直しも行い、その精度を上げ、今後は、一人も内規違反者も出さないように、職員全体のレベルアップに取り組んでいただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約手続に係るマニュアル類の整備</li> <li>・不正行為を未然に防止するための入札手続の見直し</li> <li>・規範意識の向上を図るための研修の実施</li> <li>・役職員が取るべき具体的な対応等を記載した「発注者綱紀保持規程」等の周知</li> <li>・入札・契約監視機能の強化</li> <li>・契約審査業務の体制強化</li> </ul> <p>上記研修の受講者にアンケート及び理解度テストを実施して効果測定を行うとともに課題等を把握し、平成 31 年度の研修計画に反映した。</p> <p>平成 31 年度（2019 年度）年度計画においては、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き上記の研修等を行うこととしており、職員全体のレベルアップについても引き続き取り組んでいるところ。</p>
財務内容の改善に関する事項	—	—	—
その他の事項	第 3 期中 期目標期 間見込評 価結果に おける指 摘	<p>（人員に関する指標）</p> <p>○ 人員の適正な配置については、今後東日本大震災復興支援関連の配置が少なくなるものと予想されるが、来るべき災害の発生に備えて、柔軟に対応できるような配置計画の作成を願いたい。</p>	<p>（人員に関する指標）</p> <p>○ 来るべき災害の発生に備える体制として、平成 30 年 4 月に災害対応支援室を設置。平成 30 年度においては、当室が中心となり、平成 30 年 7 月豪雨や平成 30 年北海道胆振東部地震において計 17 名の職員派遣の支援を行ったところ。平成 31 年度には大規模災害時において、国等からの支援要請に対し迅速な復旧支援の実施を目的として、災害対応支援に関わる要員の事前登録制度を創設。</p>

	<p>(人材育成の取組)</p> <p>○ 今後、ICT技術の積極的活用による働き方改革や、URのもつノウハウを継続させる人材育成の取り組みをさらに「見える化」されることを期待する。</p>	<p>(人材育成の取組)</p> <p>○ ICT技術を活用した働き方改革について、平成30年度においては、個人のスマートフォンで会社のメール及びスケジュール管理が可能なアプリを希望者全員に配付。平成31年度には、機構全体で外部へ持出可能なPCの数を大幅に増やし、働く場所の柔軟化を進めているところ。</p> <p>人材育成の取組について、平成30年度においては、計画策定から契約・執行まで事業全体をマネジメントする能力のある人材の維持・育成に加え、専門的技術力・ノウハウや民間の経営・マネジメント手法、財務会計知識の修得等を目的とした研修等の実施、民間出身の職員の活用拡大等により、機構の抱える経営課題や目標に対して、自立的に取り組む人材の育成・活用に努めた。</p> <p>平成31年度(2019年度)年度計画においては、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継すること等について、新たに公表した。</p>
--	---	---